

Q1 流産、死産の既往は、それぞれ2回なければ対象とならないのですか？

A1 流産、死産合わせて2回以上の既往があれば助成の対象となります。

Q3 離島に居住していますが、検査を受けるための交通費は助成の対象となりますか？

A3 不育症の検査に要する費用以外は対象となりません。たとえば、不育症検査費用助成事業受検証明書の発行に伴う文書作成費用や、通院に係る交通費・滞在費は助成の対象になりません。

Q2 年齢要件や所得要件などがありますか？

A2 本事業につきまして、年齢要件や所得要件、法律婚の夫婦などの要件はありません。



Q4 県の不育症検査費用助成制度のほかに受けられる助成はありますか？

A4 県では、不育症のほか保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療を受けた方に治療費の助成を行っています。また不妊治療等に対する助成を独自で行っている市町村もあります。詳しくは、県のホームページをご覧ください。



不妊・不育症に関する相談窓口

◆専門相談窓口《鹿児島大学病院》

相談日時	電話相談	月曜・金曜 令和8年3月まで 午後3時から午後5時まで 令和8年4月から 正午から午後2時まで
	メール相談	随時 funin@pref.kagoshima.lg.jp メール相談は1週間程度お時間をいただくことがあります。
相談内容	不妊の検査・治療方法、不妊に関する専門的な相談、不妊治療に伴う悩みや不安等の相談、不育症の相談に医師・助産師等が対応します。	
連絡先	不妊相談専用電話番号：099-275-6839	
場所	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	

◆一般相談窓口《各保健所》

相談日時	電話相談	月曜から金曜（午前8時30分から午後5時15分まで） ※閉庁日を除きます。
	面接相談	
相談内容	助成制度、不妊・不育症に関する悩みや不安等の相談に保健師が対応します。	
連絡先	助成金の申請窓口と同じ保健所です。	
場所		

※相談はすべて無料です。

医師・助産師・保健師が相談員として相談者の意思とプライバシーを尊重しながら対応しますので、お気軽にご利用ください。

鹿児島県 不育症検査費用 助成制度の ご案内

鹿児島県では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不育症の検査を受けられる方の経済的負担の軽減を図るため、不育症検査を受けられた方に検査費用の一部を助成しています。

1

対象となる方

- 次の全ての要件に該当する方
- 鹿児島県内（鹿児島市を除く。）に住所を有している方
※鹿児島市に住所を有している方は、鹿児島市へ申請してください。
（問合せ先：鹿児島市母子保健課 電話：099-216-1485）
 - 既往流産回数が2回以上の方
※ただし、流産については「生化学的流産」は含みません。

2

対象となる検査

- 厚生労働大臣が先進医療として告示している以下の不育症検査
- 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）
 - 抗ネオセルフβ₂グリコプロテインI複合体抗体検査
※今後、対象検査が追加された場合は県のホームページでお知らせします。

3

助成対象となる検査の実施医療機関

地方厚生局に届出を行っている保険医療機関
※届出を行っている医療機関は、厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧（先進医療A区分の24、29）で確認できます。（県内の医療機関も掲載されています。）
厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html>

※届出を行っている医療機関であれば、県外の医療機関での検査も助成対象となります。



4

助成額・助成回数

- <助成の額>
検査1回につき、検査費用の7割（千円未満切り捨て）とし、6万円を上限に助成
- <助成を受けられる回数>
回数上限無し
※助成の対象は、3の届出を行った医療機関で、届出による「算定開始日」以降に実施した2の検査となります。

申請に
必要なもの

準備する書類等	ポイント	チェック欄
1 鹿児島県不育症 検査費用助成 事業申請書	県のホームページから印刷できます。 (県の保健所でも配布しています。)	<input type="checkbox"/>
2 不育症検査費用 助成事業検査 受検証明書	県のホームページから印刷できます。 様式に医療機関が記入しますので、受検の際に依頼 してください。	<input type="checkbox"/>
3 不育症検査に 要した医療費の領 収書	不育症検査費用助成事業受検証明書に記載されて いる領収金額を確認するために必要です。助成に必要な 領収書を紛失した場合は、支払先に領収(支払) 証明書を発行してもらうことで代用できます。	<input type="checkbox"/>
4 住民票	世帯全員の続柄が記載されている住民票を添付して ください。 住民票を取得する際は、 <u>個人番号(マイナンバー)</u> <u>の記載を省略</u> してください。また、市町村の発行日から 3か月以内に申請してください。	<input type="checkbox"/>
5 助成金の 振込口座が 確認できる書類	金融機関名のほか、通帳の表紙裏面に記載の情報 (支店名、口座名義)が必要になります。 ※郵送する場合は、写しを同封してください。	<input type="checkbox"/>

申請期限

不育症検査が終了した日の属する年度内(3月31日まで)に申請(持参または郵送)
※ 検査が3月に終了し、年度内の申請が間に合わない方は、4月30日までに申請し
てください(郵送の場合は消印日を申請日として扱います。)
期限日が閉庁日(土日祝日)の場合は、直前の開庁日が申請期限になります(郵
送の場合は消印日を申請日として扱いますのでご注意ください。)

※助成金を確実に支払うため、検査終了後速やかに申請して下さるようお願いします。

申請窓口

住所を有している市町村を管轄している保健所
※鹿児島市に住所を有している方は、鹿児島市が申請窓口になります。
(問合せ先: 鹿児島市母子保健課 電話: 099-216-1485)

お住まいの市町村	申請窓口		
	保健所	所在地	電話番号
指宿市	指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-23-3854
枕崎市, 南さつま市, 南九州市	加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	0993-53-2315
日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村	伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
薩摩川内市, さつま町	川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3165
出水市, 阿久根市, 長島町	出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-62-1636
伊佐市	大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5103
霧島市, 始良市, 湧水町	始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7953
曾於市, 志布志市, 大崎町	志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	099-472-1021
鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2105
西之表市, 中種子町, 南種子町	西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0012
屋久島町	屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町	名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411
徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149

鹿児島県不育症検査費用助成事業申請書等の様式や市町村の助成制度に関する
情報などが県ホームページでご覧になれます。

県ホームページ▶
不育症検査費用助成事業について



県ホームページ▶
先進医療不妊治療費用助成事業について
※市町村の助成制度



<http://www.pref.kagoshima.jp/ae32/fuiku/fuikusyou.html>

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/sennshinn.html>

鹿児島県 不育症

検索